

# 地方独立行政法人堺市立病院機構

## 職員給与規程

制 定 平成24年 4月1日  
最終改正 令和 6年 4月1日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人堺市立病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定める。

#### (法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

#### (適用の範囲)

第3条 この規程は、就業規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。

#### (給与の種類、計算期間及び支給日)

第4条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、別表第1のとおりとする。

#### (給与の重複の禁止)

第5条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

#### (給与の支給)

第6条 法人は、職員に対し、給与の全額を通貨で直接支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

#### (基本給の支給)

第7条 基本給は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

#### (基本給の日割計算等)

第8条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員（就業規則第3条に規定するパートタイマー職員（以下単に「パートタイマー職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）が退職（死亡による場合を除く。）又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

---

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給の額は、その月の就業規則第48条に規定する年間カレンダーで定めた勤務日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの基本給の額)

第9条 職員（パートタイマー職員を除く。）の勤務1時間当たりの基本給の額は、次のとおりとする。

勤務1時間当たりの基本給の額 =

$$\frac{(\text{基本給の月額} + \text{役職手当の月額} + \text{確保手当の月額}) \times 12}{(1\text{週間当たりの勤務時間} \times 52) - (1\text{日当たりの勤務時間} \times 18\text{日})}$$

(欠勤・遅刻等)

第10条 職員が欠勤、遅刻等の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない時間に対応する基本給及び手当は支給しない。ただし、通勤手当は給与の計算期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときを除き支給する。

2 前項の基本給及び手当の減額の場合において、欠勤、遅刻等の勤務しない時間が1時間未満のときは、当該事由1回につき1時間とする。

(端数の取扱い)

第11条 給与の額の計算等において生じる端数は、次のとおり取り扱う。

(1) 日割計算及びその他の給与の額に、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(2) 勤務1時間当たりの基本給の額、勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜割増手当の額を算定する場合において、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げる。

(3) 欠勤、遅刻等の勤務しない時間の計算は、当該時間数を合計し、30分以上のときは1時間、30分未満の端数がある場合（前条第2項の場合を除く。）は、これを切り捨てる。

(4) 時間を基礎として定められている時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜割増手当の基礎となるそれぞれの勤務時間数を合計し、1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

## 第2章 給与等

(正規職員の基本給)

第12条 就業規則第3条に規定する正規職員（以下単に「正規職員」という。）の基本

給表の種類及び適用となる職員は、別表第2（1）のとおりとする。

- 2 正規職員の基本給の月額の基準は、前項の基本給表の種類に基づき、同別表（2）の等級（以下単に「等級」という。）に応じた同別表（3）の基本給の月額に、理事長の定める基準に従って算出した号数に同別表（4）の号給を乗じた額を加算した額とする。  
(正規職員の初任給)

第13条 新たに正規職員となった者の初任給の号給の基準は、別表第3のとおりとする。  
(昇号及び降号)

第14条 法人は、正規職員が現に受けている号給を受けるに至った日の属する年度の末日までの期間の評価に応じ、昇号又は降号させることができる。

- 2 昇号及び降号は、次に掲げる号数を正規職員の号給に加算又は減算する方法による。  
なお、7等級以上の昇号及び降号は別に定める。

評価	評価に対応する号数
S	13号数
A	10号数
B	7号数
C	0号数
D	-10号数

(昇格及び降格)

第15条 法人は、正規職員が現に受けている等級を受けるに至った日の属する年度の末日までの期間の評価に応じ、昇格又は降格させることができる。

- 2 昇格及び降格は、別表第2（3）の等級を変更する方法による。  
3 前項のほか、1等級から5等級までの範囲内における昇格及び降格は、前条に規定する号給の計算をした上で、次に掲げる正規職員の等級変更の範囲に応じた金額を基本給に加算又は減算する。なお、2以上の等級変更の範囲に跨る昇格又は降格の場合は、それぞれの範囲の額を合算する。

等級変更の範囲	加算又は減算する額
1等級と2等級の間	3,000円
2等級と3等級の間	5,000円
3等級と4等級の間	5,000円
4等級と5等級の間	5,000円

- 4 前各項により基本給等級が変更となった場合、変更後の号給は、前2項の計算をした上で、変更後の基本給等級に応じた基本給と同額の号給に位置付ける。ただし、同額の号給が存在しない場合は、昇格においては最も近い上位の金額の号給に、降格においては最も近い下位の金額の号給に位置付ける。

(経過措置による60歳に達した職員の基本給)

第16条 正規職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」とい

う。) 以後、当該職員の基本給の月額は、第12条の規定にかかわらず、別表第3の2のとおりとし、当該職員が特定日の前日に属していた等級から2等級降級させて格付けするものとする。ただし、当該職員が特定日の前日に属していた等級が8等級又は9等級の場合においては、当該職員をSr5等級に格付けするものとする。

2 前項の規定による職員の基本給の月額が、当該職員が特定日の前日に受けている基本給の月額に100分の75を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げ)に達しない場合において、当該職員の基本給の月額は、前項の規定にかかわらず、当該職員が特定日の前日に受けている基本給の月額に100分の75を乗じて得た額(10円未満の端数は切り上げ)とする。

3 第14条、第15条及び第43項の規定は、特定日以降、当該職員に適用しない。

4 前各項の規定は、医師、歯科医師(以下「医師等」という。)の正規職員に適用しない。

(経過措置による再雇用職員の基本給)

第17条 再雇用職員(就業規則第22条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)のうち就業規則第72条第2項の規定により採用された職員の基本給の月額は、別表第3の3のとおりとし、当該再雇用職員が定年により退職となった時点の等級と同等の等級に格付けするものとする。なお、等級は、原則として6等級までとする。

2 前項の再雇用職員のうち、短時間勤務を行う職員(以下「再雇用短時間職員」という。)の基本給の月額は、次のとおりとする。

再雇用短時間職員の基本給の月額 =

$$\text{前項の規定による基本給の月額} \times \frac{\text{当該職員の1週間の勤務時間}}{\text{1週間の勤務時間}}$$

(10円未満の端数は切り上げ)

3 第1項の再雇用職員には、役職手当は支給しない。

(研修医等の基本給)

第18条 就業規則第3条に規定する研修医等(以下単に「研修医等」という。)の基本給の基準は、別表第4のとおりとする。

(契約職員の基本給)

第19条 就業規則第3条に規定する契約職員(以下単に「契約職員」という。)の基本給の基準は、別表第5のとおりとする。

2 職員就業規則第22条第4項の規定により継続雇用された契約職員の基本給の月額は、前項の規定にかかわらず、当該契約職員が職員就業規則第20条第1項第1号の退職の日に受けている基本給の月額と同じ額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の事情があつて理事長が認めるときは、その定めるところにより基本給及び手当を支給することができる。

(嘱託職員の基本給)

---

第20条 就業規則第3条に規定する嘱託職員（以下単に「嘱託職員」という。）の基本給の月額の基準は、次のとおりとする。

$$\text{基本給の月額} = \text{次項に規定する基礎額} \times \text{週勤務時間数} \times 52 / 12$$

(100円未満の端数は切り上げ)

2 前項の基礎額は次のとおりとする。ただし、再雇用職員においては、別表第6（1）の再雇用職員の基礎額とする。

$$\text{基礎額} = \text{同別表（1）の嘱託職員の基礎元額} \times \text{同別表（2）に規定する加算率}$$

(10円未満の端数は切り上げ)

3 前項の規定にかかわらず、医師等及び理事長が特に必要と認めた者の基本給の月額は、この規程の例によって算出した基本給の年額の範囲内で理事長が定める。

(パートタイマー職員の基本給)

第21条 パートタイマー職員の基本給の基準は、1時間単位又は1勤務単位とし、別表第7のとおりとする。ただし、理事長が必要と認める場合は加算を行うことができる。

#### 第4章 手当

(子供手当)

第22条 所得税法上の扶養親族かつ健康保険の被扶養者として認定を受けている年齢2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員に、子供手当を支給する。

2 前項の手当の額は、子供1人につき月額10,000円とする。

(住居手当)

第23条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この条において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、その入居料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）に、住居手当を支給する。

2 前項の手当の額は、月額27,000円とする。ただし、家賃の金額が月額27,000円未満の場合は、その金額を上限とする。

3 第1項の手当は、職員の採用日から最後に卒業した学校（学校教育法第1条に規定する学校及び理事長が特に認める学校をいう。以下同じ。）の卒業（大学院の課程を修了した場合を含む。以下同じ。）後7年が経過するまでに限り支給する。ただし、当該職員が在学中の場合は、職員の採用日から7年が経過するまでの期間に限り支給するものとし、採用後に退学等をした場合は、この期間を、最後に卒業した学校の卒業後7年が経過するまでの期間に読み替え、すでに当該期間が経過している場合は、退学等をしたときまでの期間に読み替える。

(通勤手当)

第24条 次の各号のいずれかに該当する職員に、通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して

その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（通勤距離（勤務地と居住地との直線距離をいう。以下同じ。）が片道2キロメートル未満である者及び第3号に掲げる職員を除く。）

（2）通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする者（通勤距離が片道2キロメートル未満である者及び次号に掲げる職員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である者を除く。）

2 前項の手当の額は、別表第8のとおりとする。

3 前各項の規定にかかわらず、週勤務日数が3日以下である職員、その他理事長が定める職員については、理事長が定める額とする。

（正規職員等の時間外勤務手当）

第25条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した5等級以下の正規職員等（嘱託職員及びパートタイマー職員を除く。以下この条において同じ。）に、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の手当は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額に次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ定める割合を乗じて得た額とする。

勤務の区分	割合
（1）正規の勤務時間が割り振られた日（第29条の規定により正規の勤務時間中に勤務した正規職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。以下同じ。）における勤務	100分の125
（2）前号に掲げる勤務以外の勤務（次号及び第4号に該当する場合を除く。）	100分の135
（3）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した正規職員等に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	100分の125
（4）正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月につき60時間を超えた勤務	100分の150

※ 各号に掲げる勤務のうち、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額に100分の25を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

---

(嘱託職員の時間外勤務手当)

第26条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務した嘱託職員に、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の手当は、次のとおりとする。

嘱託職員の時間外勤務手当の額 =

時間単価×時間外勤務命令のあった勤務時間の月単位での合計時間  
(勤務時間に1時間に満たない端数がある場合は、30分以上の場合1時間とし、30分未満の場合は切り捨てる。)

3 前項の時間単価は、次のとおりとする。

時間単価 = (基本給の月額×12) / (週の勤務時間×52)

(1円未満の端数は四捨五入)

4 時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、第2項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（1円未満の端数は四捨五入）する。

(1) 1日の勤務時間が7時間45分を超える場合 時間単価×125/100

(2) 1日の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までにある場合

時間単価×25/100を加算

5 前項に関わらず、時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、第2項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（1円未満の端数は四捨五入）する。

(1) 1か月の勤務時間が60時間を超える場合 時間単価×150/100

(2) 1日の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までにある場合

時間単価×25/100を加算

(パートタイマー職員の時間外勤務手当)

第27条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、現に勤務したパートタイマー職員に、次のとおり時間外勤務手当を支給する。

2 前項の手当は、次のとおりとする。

パートタイマー職員の時間外勤務手当の額 =

時間単価×当該時間外命令のあった勤務時間の月単位での合計時間

※勤務時間に1時間に満たない端数があるときは、次のとおりとする。

ア 15分以下 15分

イ 15分超30分以下 30分

ウ 30分超45分以下 45分

エ 45分超 1時間

3 時間外命令のあった勤務時間を含んだ勤務が次の条件を満たす場合は、前項の時間単価は、その部分において次のとおり計算（1円未満の端数は四捨五入）する。

(1) 1日の勤務時間が8時間を超える場合 時間単価×125/100

(2) 1日の勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までにある場合

時間単価×25／100を加算

(短時間勤務職員の時間外勤務手当)

第28条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた再雇用短時間職員、育児短時間勤務及び介護短時間勤務等をしている正規職員（以下「短時間勤務職員」という。）に、時間外勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額に正規の勤務時間を超えて了次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

勤務の区分	割合
(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第29条の規定により正規の勤務時間中に勤務した短時間勤務職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務	ア その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務
	イ ア以外の勤務
(2) 正規の勤務時間が割り振られた日以外の日における勤務	ア その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務
	イ ア以外の勤務
(3) 前各号に規定する勤務以外の勤務（就業規則第48条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日における勤務を除く。）	100分の135
(4) 就業規則第48条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日における勤務	別に定める割合

※1 各号に掲げる勤務のうち、深夜である勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額に100分の25を乗じた額を前項の額を加えて支給する。

※2 正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1月について60時間を超えた短時間勤務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務時間1時間当たりの基本給の額に正規の勤務時間を超えて了各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

---

(休日勤務手当)

第29条 就業規則第48条第2号及び第3号に規定する休日に相当する日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた5等級以下の職員に、休日勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額に100分の135を乗じて得た額とする。ただし、この手当は、正規の勤務時間外に勤務しても支給しない。

(深夜割増手当)

第30条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に勤務する職員に、深夜割増手当を支給する。

2 前項の手当の額は、前項の時間帯に勤務した全時間に対し、勤務1時間につき第9条に規定する勤務1時間当たりの基本給の額の100分の25とする。

(夜間勤務手当)

第31条 正規の勤務の全部又は一部が深夜において行われる業務に従事した職員に、夜間勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、従事した勤務1回につき、別表第9のとおりとする。

(宿日直手当)

第32条 宿日直勤務を命ぜられた職員に、宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、職員の区分に応じ、別表第10のとおりとする。

(待機手当)

第33条 正規の勤務時間以外の時間において、救急医療、災害派遣医療チーム(DMAT)等の業務の必要が生じた場合、その業務に従事することに備えて自宅等において待機を行った正規職員又は研修医等に、待機手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1勤務につき2,000円とする。

(年末年始出務手当)

第34条 12月29日から翌年の1月3日までの間における勤務(所定勤務時間が、12月28日から翌日に引き続く場合又は1月3日から翌日に引き続く場合)に従事する職員(パートタイマー職員を除く。)に、年末年始出務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

勤務の区分	1勤務当たりの手当の額
半日(4時間以下)	2,000円
1日(4時間超かつ8時間以下)	4,000円
1.5日相当(8時間超かつ12時間以下)	6,000円
2日相当(12時間超)	8,000円

(防疫等作業手当)

第35条 理事長が定める職員で、感染症の患者の看護等の業務に従事した職員に、防疫

等作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき300円とする。

(放射線取扱手当)

第36条 理事長が定める職員で、エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事した職員に、放射線取扱手当を支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき230円とする。

(産科医療業務手当)

第37条 分べんに係る業務に従事した医師等又は助産師に、産科医療業務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	1業務当たりの手当の額
医師等	5,000円
助産師	3,000円

(手術室・救急救命センター・集中治療室特別勤務手当)

第38条 看護職の正規職員が、手術室において手術介助を主たる業務として従事し、又は救命救急センター若しくは集中治療室で業務に従事した場合に、手術室・救急救命センター・集中治療室特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、1勤務につき250円とする。

(交代制勤務移行準備金)

第39条 時間外において手術及び1,000点以上の処置に従事した救命救急センターの医療職の職員に、交代制勤務移行準備金を支給する。

2 前項の準備金の額は、従事した業務1件につき100円とする。

(管理職員等特別勤務手当)

第40条 6等級以上の職員（研修医等、契約職員及びパートタイマー職員を除く。）が、管理職員としての業務以外の業務について、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により時間外又は休日に勤務した場合に、管理職員等特別勤務手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

勤務時間	1勤務当たりの手当の額
2時間以上4時間未満	10,000円
4時間以上8時間未満	20,000円
8時間以上	50,000円

(看護師等待遇改善手当)

第41条 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)に規定する看護職員待遇改善評価料を算定する施設に勤務する看護職の職員に、看護師等待遇改善手当を支給する。

2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

職種	手当の月額
助産師、看護師、准看護師	11,600 円
看護助手、ホスピタルアシスタント	6,000 円

- 3 第1項の手当は、その支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。
- 4 当該年度の前年度の看護職員待遇改善評価料による収入に占める待遇改善の実績額の割合が10割を下回る場合、当該割合が10割以上となるように調整額を算定し、看護職の職員に当該調整額を分配する。
- 5 前項の調整額の算定及び分配に関し必要な事項は、理事長が別に定める。  
(確保手当)

第42条 正規職員の医療職に、確保手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、別表第11のとおりとする。

(役職手当)

第43条 正規職員に、その職務の特殊性に基づき、職員の地方独立行政法人堺市立病院機構職務権限規程第3条に規定する標準的な職位に応じ、役職手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、次のとおりとする。

標準的な職位	手当の月額
本部長、院長	130,000 円
局長	100,000 円
次長	70,000 円
課長	40,000 円
係長	10,000 円

- 3 第1項の手当は、その支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。
- 4 第1項の手当の支給を受ける者が他の役職を兼ねる場合には、その兼ねる役職に対応する手当の額が最も高額である役職についてのみ支給する。
- 5 第1項の手当の支給を受ける者が法人の役員を兼ねる場合には、別に定める額とする。  
(リーダー手当)

第44条 契約職員に、業務のとりまとめを行う等の職務の特殊性に基づき、理事長の定める職員に対してリーダー手当を支給する。

- 2 前項の手当は、月額3,000円とする。

- 3 第1項の手当は、その支給を受ける契約職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には支給しない。

(ドクターズクラーク手当)

第44条の2 メディカルアシスタントのうち、医師事務作業補助業務に従事した職員について、ドクターズクラーク手当を支給する。

2 前項の手当は、日額200円とする。

(業績手当)

第45条 職員（パートタイマー職員を除く。この条から第47条までにおいて同じ。）

に、法人及び職員の業績に応じて、業績手当を支給する。

2 前項の手当は、6月1日又は12月1日（以下、この条から第47条までにおいて「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（理事長が定める職員を除く。）に対して支給する。

3 第1項の手当の額は、次のとおりとする。

業績手当 = 基本給の月額×勤務期間率×成績率×支給割合

4 前項に規定する勤務期間率は、次のとおりとし、加算割合及び成績率は別に定める。

勤務期間	勤務期間率
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0日	100分の0

5 第3項に規定する支給割合は、次のとおりとする。

- (1) 正規職員 2.0
- (2) 正規職員（再雇用） 1.05
- (3) 研修医等 1.5
- (4) 契約職員 0.5
- (5) 嘱託職員 1.5

(業績手当の不支給)

第46条 業績手当は、次の各号のいずれかに該当する職員には支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第58条第1項第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に

掲げる者を除く。) で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

- (3) 次条第1項の規定により支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

(業績手当の一時差止め)

第47条 法人は、支給日に業績手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められている者に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）され、その判決が確定していない場合

- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、この手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 法人は、前項の規定により支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

---

4 法人は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(年度末賞与)

第48条 法人は、理事長の定める基準に基づき当該年度の医業収支が特に良好な場合に、3月1日（以下、この条において「基準日」という。）に在職する職員（理事長が定める者を除く。）に対し、当該年度の4月1日から基準日までの期間におけるその者の業績に応じて、年度末賞与を支給することができる。

2 前項の賞与の額は、理事長の定める基準により理事長等がその者に所属する組織及び職員の業績に応じて定めた額とする。この場合において、理事長等が定める年度末賞与の額の総額は、理事長が当該年度の医業収支の状況により定めた総額を超えてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与は、支給しない。

（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第49条第1項第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

（2）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）され、その判決が確定していない場合

ウ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し年度末賞与を支給することが、法人の信頼を確保し、年度末賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

## 第5章 給与の特例等

(再雇用職員の給与)

第49条 確保手当の規定は、再雇用職員には適用しない。

(再雇用職員の基本給の減額)

第50条 再雇用職員が欠勤、遅刻、早退その他の事由により所定の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、第9条の規定にする勤務1時間当たりの基

---

本給の額を減額する。ただし、就業規則第18条の規定に該当する場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合で、理事長がやむを得ないと認めたときは、基本給の額を減額しない。

(休職者の給与)

第51条 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職したときは、その休職の期間中、これに基本給、子供手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(療養者の給与)

第52条 職員が結核性疾患のため法人から療養を命ぜられた場合、その期間中これに基づき給付、子供手当、住居手当及び業績手当の全額を支給する。

(産前産後休暇、育児休業及び介護休業における給与)

第53条 就業規則第53条の産前産後休暇を取得していた職員、及び同第54条の育児休業及び介護休業をしていた職員には、当該期間中、給与を支給しない。

2 第45条第2項に規定する基準日（以下、この条において「基準日」という。）に、産前産後休暇を取得している職員、又は育児休業若しくは介護休業をしている職員のうち、基準日の前日以前6か月以内の期間において勤務した期間及び相当する期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る業績手当を支給する。

(短時間勤務職員の給与)

第54条 短時間勤務職員の基本給の月額は次のとおりとする。

短時間勤務職員の基本給の月額 =

第13条から第15条までの規定による基本給の月額×短時間勤務調整数（※）  
(1円未満の端数は切り捨て)

※短時間勤務調整数 = 当該職員の1週間の勤務時間／1週間の勤務時間

2 短時間勤務職員の看護師等処遇改善手当、確保手当及び役職手当の額は、第41条から第43条までの規定にかかわらず、これらの条の規定による額に前項の短時間勤務調整数を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）とする。

(復職時等における基本給の調整等)

第55条 就業規則第18条第1項第2号に規定する事由に該当して休職にされ、同項第4号の規定により派遣された職員が職務に復帰した職員が再び勤務するに至った場合には、休職期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日又は復職等の日から1年以内の昇号又は降号の時期に、昇号又は降号の場合に準じてその者の基本給の号給を調整することができる。

(届出の事実の確認)

第56条 法人は、現に支給している手当について、その届出の事実を職員に確認することができる。

## 第6章 雜則

### (基本給の特例)

第57条 当面の間、研修医等において、確保が困難な医師等の確保のために理事長が必要と認めるときは、基本給の月額に100,000円以内の額を加算することができる。なお、この加算額は、時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜割増手当及び業績手当の算定の基礎となる額に含めない。

### (経過措置)

第58条 当面の間、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項に規定する一類感染症の患者（感染の疑いがある者を含む。）の医療又は看護等の業務に従事した者のうち、理事長が特に定める者に対し、防疫等作業手当の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| (1) 患者の医療又は看護等に直接従事したとき | 6,000円 |
| (2) その他                 | 3,000円 |

2 当面の間、感染症予防法第6条第8項に規定する指定感染症の患者（感染の疑いがある者を含む。）の医療又は看護等の業務に従事した者のうち、理事長が特に定める者に対し、防疫等作業手当の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- |                                                                 |        |
|-----------------------------------------------------------------|--------|
| (1) 患者の医療又は看護等に直接従事したとき                                         | 3,000円 |
| (2) 感染症を疑われる患者の検査結果が判明するまで一時的に収容する病床（オーパートリージ病床）に従事したとき及び臨床検査技師 | 1,000円 |
| (3) その他                                                         | 300円   |

第59条 扶養手当の規定は、この規程の令和4年5月給与における当該手当の支給金額から、所得税法上の扶養親族かつ健康保険の被扶養者として認定を受けている年齢22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に相当する手当の金額を差し引いた金額の範囲において、令和4年6月1日から3年間に限り、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、前項の金額は、12か月の経過ごとに前項の金額から3分の1ずつ差し引く。なお、当該金額に1円未満の金額が生じる場合は切り上げる。

第60条 住居手当の規定は、この規程の令和4年6月1日改正後の規定により令和4年6月1日改正前と比較して支給対象でなくなる者については、令和4年6月1日から5年間に限り、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、前項により支給される金額は、令和4年6月1日改正前の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、家賃の月額が次の金額未満の場合は、家賃の月額を上限とする。

期間	手当の月額
令和4年6月1日から令和5年5月31日まで	27,000円

期間	手当の月額
令和5年6月1日から令和6年5月31日まで	21,600円
令和6年6月1日から令和7年5月31日まで	16,200円
令和7年6月1日から令和8年5月31日まで	10,800円
令和8年6月1日から令和9年5月31日まで	5,400円

第61条 役職手当の規定において、令和4年6月1日改正の前日において、改正前の別表第20の事務職給料表の役職が主任にある職員の手当は、当該職員が改正後の規程の役職手当の支給対象とならない、又は当該職員の等級が2級以下にならない限りにおいて、当該職員に改正後の係長としての手当を支給する。

(看護師等処遇改善手当の経過措置)

第62条 第41条第2項の表は、令和6年2月分から5月分の手当について下表のとおり読み替える。

職種	手当の月額
助産師、看護師、准看護師	12,000円
看護助手（病棟）、ホスピタルアシスタント	12,000円
看護助手（外来）	6,000円

2 令和6年2月分の看護師等処遇改善手当は、第4条の規定にかかわらず、下表のとおり支給する。

職種	支給総額	支給額	支給日
助産師、看護師、准看護師	12,000円	11,600円	令和6年3月19日
		400円	令和6年3月29日
看護助手（病棟）、ホスピタルアシスタント	12,000円	6,000円	令和6年3月19日
		6,000円	令和6年3月29日
看護助手（外来）	6,000円	6,000円	令和6年3月29日

3 第1項の「看護助手（病棟）、ホスピタルアシスタント」の欄の規定は、第41条第4項の調整額の算定に適用しない。

4 理事長は、令和6年6月以降の当該処遇改善の必要性について検討を加えて、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 本条の規定は、令和6年2月1日に遡って適用する。

第63条 令和6年4月1日付け施行の職員給与規程第17条の規定は、施行の日以降に採用された再雇用職員に適用し、施行の日前に採用された再雇用職員については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日付け施行の職員給与規程第19条第2項の規定は、施行の日以降に

---

支給する給与に適用する。

(委任)

第64条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1 (第4条 給与の種類、計算期間及び支給日)

給与の種類	計算期間	支給日 (※1)
基本給	一の月の初日から 末日まで	毎月 20 日 (パートタイマー職員は 翌月の 20 日)
子供手当 (※2)		
住居手当 (※2)		
通勤手当 (※2)		
確保手当		
役職手当		
時間外勤務手当		
休日勤務手当		
深夜割増手当		
夜間勤務手当		
宿日直手当		
待機手当		
年末年始出務手当		
防疫等作業手当		
放射線取扱手当		
産科医療業務手当		
手術室・救急救命センター・ 集中治療室特別勤務手当		
交代制勤務移行準備金		
管理職員等特別勤務手当		
看護師等処遇改善手当		
リーダー手当		
業績手当		6月 30 日及び 12 月 10 日
年度末賞与		理事長が定める日

※1 支給日が金融機関等の休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げる。手当の事実が確認できない場合や産前休暇者の有給休暇取得日が確定しない場合等があれば、支給日以後に支給することができる。

※2 職員となった日又は手当が支給できる事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその属する月）から支給を開始し、その要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月（この日が月の初日であるときは、

---

その日の属する月の前月) をもって支給を終了する。ただし、支給の開始については、各手当の届け出が事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から行う。

---

別表第2 (第12条 正規職員の基本給)

(1) 正規職員の基本給表の種類

基本給表の種類	適用となる職員
医療職	医師等
医療技術職等	薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、歯科技工士、公認心理師、臨床心理士、救急救命士、医学物理士、治験コーディネーター、臨床開発モニター、遺伝カウンセラー、社会福祉士
看護職	助産師、看護師、准看護師
事務職	他の基本給表の種類の適用を受けない全ての職員

(2) 正規職員の階層と対応する等級

階層	対応する等級	
法人本部	9等級	M 9
病院	9等級	M 9
局	8等級	M 8
部門	7等級	M 7、 S 7
課	6等級	M 6、 S 6
係	5等級、4等級	M 5、 S 5、 E 5、 4
一般	3等級、2等級、1等級、0等級	3、 2、 1、 0

(3) 正規職員の基本給（基本給の月額）

等級	基本給 等級	基本給の月額			
		医療職	医療技術職等	看護職	事務職
0 等級	0	250,000 円	180,000 円	205,000 円	160,000 円
1 等級	1	360,000 円	180,000 円	205,000 円	160,000 円
2 等級	2	425,000 円	210,000 円	240,000 円	185,000 円
3 等級	3－1	530,000 円	235,000 円	260,000 円	210,000 円
	3－2	565,000 円	245,000 円	265,000 円	225,000 円
	3－3	580,000 円	255,000 円	270,000 円	240,000 円
4 等級	4－1	600,000 円	275,000 円	295,000 円	270,000 円
	4－2	610,000 円	290,000 円	300,000 円	280,000 円
	4－3	620,000 円	300,000 円	305,000 円	290,000 円
5 等級	E 5－1	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	E 5－2	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
	S 5－1	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	S 5－2	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
	M 5－1	640,000 円	325,000 円	325,000 円	300,000 円
	M 5－2	650,000 円	335,000 円	335,000 円	320,000 円
6 等級	S 6－1	800,000 円	450,000 円	450,000 円	420,000 円
	S 6－2	820,000 円	460,000 円	460,000 円	430,000 円
	M 6－1	800,000 円	450,000 円	450,000 円	420,000 円
	M 6－2	820,000 円	460,000 円	460,000 円	430,000 冖
7 等級	S 7－1	860,000 円	480,000 円	480,000 冮	450,000 冮
	S 7－2	870,000 冮	500,000 冮	500,000 冮	470,000 冮
	M 7－1	860,000 冮	480,000 冮	480,000 冮	450,000 冮
	M 7－2	870,000 冮	500,000 冮	500,000 冮	470,000 冮
8 等級	M 8	900,000 冮	530,000 冮	530,000 冮	500,000 冮
9 等級	M 9	920,000 冮	560,000 冮	560,000 冮	560,000 冮

(4) 正規職員の基本給（号給）

ア 医療職

等級	基本給 等級	2号給 から50 号給まで	51号給 から100 号給まで	101号給 から150 号給まで	151号給 から200 号給まで	201号給 以上
0 等級	0	700 円	700 円	100 円	100 円	50 円
1 等級	1	800 円	800 円	100 円	100 円	50 円
2 等級	2	1,500 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
3 等級	3－1	1,400 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
	3－2	1,300 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
	3－3	1,200 円	1,000 円	100 円	100 円	50 円
4 等級	4－1	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
	4－2	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
	4－3	1,000 円	800 円	100 円	100 円	50 円
5 等級	E 5－1	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	E 5－2	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－1	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－2	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－1	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－2	800 円	600 円	200 円	100 円	50 円
6 等級	S 6－1	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	S 6－2	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	M 6－1	1,000 円	1,000 円	100 円	50 円	50 円
	M 6－2	1,000 円	1,000 円	150 円	50 円	50 円
7 等級	S 7－1	5,000 円				
	S 7－2	5,000 円				
	M 7－1	5,000 円				
	M 7－2	5,000 円				
8 等級	M 8	15,000 円				
9 等級	M 9	25,000 円				

※ 1号給は、等級に関わらず0円とする。

※ 7等級以上は、1号給から11号給までとする。

イ 医療技術職等

等級	基本給 等級	2号給 から50 号給まで	51号給 から100 号給まで	101号給 から150 号給まで	151号給 から200 号給まで	201号給 以上
0 等級	0	700 円	700 円	700 円	100 円	50 円
1 等級	1	700 円	700 円	700 円	150 円	50 円
2 等級	2	700 円	600 円	600 円	200 円	50 円
3 等級	3－1	500 円	400 円	300 円	200 円	50 円
	3－2	520 円	420 円	300 円	200 円	50 円
	3－3	550 円	450 円	300 円	200 円	50 円
4 等級	4－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	4－2	520 円	420 円	200 円	100 円	50 円
	4－3	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
5 等級	E 5－1	450 円	350 円	200 円	100 円	50 円
	E 5－2	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－1	450 円	350 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－2	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－1	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－2	600 円	500 円	200 円	100 円	50 円
6 等級	S 6－1	200 円	150 円	150 円	100 円	50 円
	S 6－2	250 円	200 円	150 円	100 円	50 円
	M 6－1	250 円	200 円	100 円	50 円	50 円
	M 6－2	300 円	250 円	150 円	50 円	50 円
7 等級	S 7－1	5,000 円				
	S 7－2	5,000 円				
	M 7－1	5,000 円				
	M 7－2	5,000 円				
8 等級	M 8	7,500 円				
9 等級	M 9	10,000 円				

※ 1号給は、等級に関わらず0円とする。

※ 7等級以上は、1号給から11号給までとする。

ウ 看護職

等級	基本給 等級	2号給 から50 号給まで	51号給 から100 号給まで	101号給 から150 号給まで	151号給 から200 号給まで	201号給 以上
0 等級	0	800 円	400 円	200 円	100 円	50 円
1 等級	1	800 円	500 円	200 円	150 円	50 円
2 等級	2	500 円	400 円	300 円	200 円	50 円
3 等級	3－1	500 円	400 円	300 円	200 円	50 円
	3－2	520 円	420 円	300 円	200 円	50 円
	3－3	550 円	450 円	300 円	200 円	50 円
4 等級	4－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	4－2	530 円	410 円	250 円	100 円	50 円
	4－3	550 円	450 円	250 円	100 円	50 円
5 等級	E 5－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	E 5－2	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－2	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－1	600 円	500 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－2	650 円	550 円	200 円	100 円	50 円
6 等級	S 6－1	200 円	150 円	150 円	100 円	50 円
	S 6－2	250 円	200 円	150 円	100 円	50 円
	M 6－1	250 円	200 円	100 円	50 円	50 円
	M 6－2	300 円	250 円	150 円	50 円	50 円
7 等級	S 7－1	5,000 円				
	S 7－2	5,000 円				
	M 7－1	5,000 円				
	M 7－2	5,000 円				
8 等級	M 8	7,500 円				
9 等級	M 9	10,000 円				

※ 1号給は、等級に関わらず0円とする。

※ 7等級以上は、1号給から11号給までとする。

工 事務職

等級	基本給 等級	2号給 から50 号給まで	51号給 から100 号給まで	101号給 から150 号給まで	151号給 から200 号給まで	201号給 以上
0 等級	0	600 円	600 円	500 円	100 円	50 円
1 等級	1	600 円	600 円	500 円	150 円	50 円
2 等級	2	600 円	600 円	200 円	100 円	50 円
3 等級	3－1	550 円	550 円	200 円	100 円	50 円
	3－2	570 円	550 円	200 円	100 円	50 円
	3－3	570 円	550 円	200 円	100 円	50 円
4 等級	4－1	600 円	550 円	200 円	100 円	50 円
	4－2	620 円	550 円	200 円	100 円	50 円
	4－3	650 円	600 円	200 円	100 円	50 円
5 等級	E 5－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	E 5－2	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－1	500 円	400 円	200 円	100 円	50 円
	S 5－2	550 円	450 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－1	600 円	500 円	200 円	100 円	50 円
	M 5－2	650 円	550 円	200 円	100 円	50 円
6 等級	S 6－1	200 円	150 円	150 円	100 円	50 円
	S 6－2	250 円	200 円	150 円	100 円	50 円
	M 6－1	300 円	200 円	100 円	50 円	50 円
	M 6－2	300 円	250 円	150 円	50 円	50 円
7 等級	S 7－1	5,000 円				
	S 7－2	5,000 円				
	M 7－1	5,000 円				
	M 7－2	5,000 円				
8 等級	M 8	5,000 円				
9 等級	M 9	5,000 円				

※ 1号給は、等級に関わらず0円とする。

※ 7等級以上は、1号給から11号給までとする。

別表第3 (第13条 正規職員の初任給)

正規職員	職種	相当する学歴免許等	初任給の号給
医療技術職等	医療技術職等	短期大学卒業（2年制）	6号給
		短期大学卒業（3年制）	18号給
		大学卒業（4年制）	36号給
		大学卒業（6年制）	59号給
看護職（助産師以外）	看護職（助産師以外）	短期大学卒業（2年制）	5号給
		短期大学卒業（3年制）	17号給
		大学卒業（4年制）	29号給
看護職（助産師）	看護職（助産師）	短期大学卒業（2年制）	15号給
		短期大学卒業（3年制）	27号給
		大学卒業（4年制）	39号給
事務職	事務職	高等学校卒業	5号給
		短期大学卒業	22号給
		大学卒業	68号給

---

別表第3の2 (第16条 経過措置による60歳に達した職員の基本給)

等級	基本給 等級	基本給の月額		
		医療技術職等	看護職	事務職
Sr 3 等級	3－1 以下	240,000 円	280,500 円	240,000 円
	3－2	242,500 円	282,500 円	242,500 円
	3－3	245,000 円	285,000 円	245,000 円
Sr 4 等級	4－1	250,000 円	290,000 円	250,000 円
	4－2	252,500 円	292,500 円	252,500 円
	4－3	255,000 円	295,000 円	255,000 円
Sr 5 等級	5－1	290,000 円	310,000 円	290,000 円
	5－2 以上	310,000 円	315,000 円	310,000 円

別表第3の3 (第17条 経過措置による再雇用職員の基本給)

等級	基本給 等級	基本給の月額		
		医療技術職等	看護職	事務職
2等級以下		240,000円	280,500円	240,000円
3等級	3-1	240,000円	280,500円	240,000円
	3-2	242,500円	282,500円	242,500円
	3-3	245,000円	285,000円	245,000円
4等級	4-1	250,000円	290,000円	250,000円
	4-2	252,500円	292,500円	252,500円
	4-3	255,000円	295,000円	255,000円
5等級	5-1	290,000円	310,000円	290,000円
	5-2	310,000円	315,000円	310,000円
6等級	6-1	350,000円	350,000円	350,000円
	6-2	365,000円	365,000円	365,000円
7等級	7-1	400,000円	400,000円	400,000円
	7-2	450,000円	450,000円	450,000円
8等級以上		450,000円	450,000円	450,000円

別表第4 (第18条 研修医等の基本給)

職種		基本給の月額
研修医	1年次	257,000円
	2年次	264,000円
専攻医	1年次	368,000円
	2年次	384,000円
	3年次	424,000円
	4年次	464,000円
	5年次	504,000円
研修薬剤師	1年次	217,800円
	2年次	225,000円
	3年次	231,900円
	4年次	238,900円

---

別表第5 (第19条 契約職員の基本給)

(1) 契約職員の基本給

職種	基本給の月額
薬剤師	318,400 円
臨床研究コーディネーター	318,400 円
診療放射線技師	274,200 円
臨床検査技師	274,200 円
管理栄養士	274,200 円
臨床工学技士	274,200 円
理学療法士	274,200 円
作業療法士	274,200 円
言語聴覚士	274,200 円
視能訓練士	274,200 円
歯科衛生士	274,200 円
社会福祉士	227,000 円
介護福祉士	227,000 円
保育士	227,000 円
助産師（病棟）	377,000 円
看護師（病棟）	334,800 円
看護師（外来）	247,000 円
准看護師（外来）	227,000 円
看護助手（病棟）	196,700 円
看護助手（外来）	177,000 円
メディカルアシスタント	213,100 円
ホスピタルアシスタント	196,700 円
オフィススタッフ	183,600 円
運転手	183,600 円
業務補助員	168,700 円

※基本給の月額が最低賃金を下回る場合は、次のとおりとする。

大阪労働局が公示する 1 時間当たり × 1 日当たり勤務時間 × 244 日 / 12  
最低賃金（10円未満切上げ）

（100円未満切上げ）

---

(2) 更新時の加算額

契約年数	更新時の加算月額
2年目から5年目まで	3,000円
6年目から15年目まで	2,500円
16年目から20年目まで	2,000円
21年目から25年目まで	1,500円
26年目から30年目まで	1,000円
31年目から35年目まで	500円
36年目以降	増額なし

※就業規則第10条の規定により雇用期間を更新した契約職員の基本給の月額は、(1)の月に(2)の契約年数に応じた更新時の加算月額を加算した額とする。

---

別表第6 (第20条 嘱託職員の基本給)

(1) 基礎額等

職種	嘱託職員の 基礎元額	再雇用職員の 基礎額
薬剤師	1,810 円	1,500 円
診療放射線技師、臨床検査技師、准看護師	1,440 円	1,190 円
看護師（所定勤務時間が深夜を含む者に限る。）	1,610 円	1,330 円
看護師（前号に掲げる者を除く。）	1,560 円	1,290 円
看護助手、技術等	1,350 円	1,120 円
事務等	1,240 円	1,064 円

(2) 加算率

経験年数	加算率
3年未満	100分の100
3年以上かつ6年未満	100分の103
6年以上かつ9年未満	100分の106
9年以上かつ12年未満	100分の109
12年以上かつ15年未満	100分の112
15年以上	100分の115

備考

- 1 経験年数による加算は、4月1日に行う。
- 2 経験年数における1年の期間は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とし、年度の途中で新たに嘱託職員となった場合の当該年度は、経験年数として算入しない。
- 3 経験年数の通算は同一の職にある間とし、職の変更等があった場合は、原則として通算しない。
- 4 1年度において、育児休業の期間が1か月を超えた場合及び介護休業の期間が1か月を超えた場合又はこれらの期間がともに1か月を超えた場合は、経験年数から1年を除算する。この場合における1日単位で取得した介護休業の期間の「1か月」は、週勤務日数が6日の場合は「26日」、5日の場合は「22日」、4日の場合は「18日」、3日の場合は「13日」とする。

別表第7 (第21条 パートタイマー職員の基本給)

職種	基本給の額	
医師等	9,000円以内。ただし、理事長が特に必要と認める場合は15,000円を上限に定めることができる	
薬剤師		
臨床研究コーディネーター		
診療放射線技師		
臨床検査技師		
管理栄養士		
臨床工学技士		
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
視能訓練士		
歯科衛生士		
公認心理師、臨床心理士		
社会福祉士		
介護福祉士		
保育士		
助産師（病棟）		
看護師（病棟）		
看護師（外来）		
准看護師（病棟）		
准看護師（外来）		
看護助手（病棟）		
看護助手（外来）		
看護助手（救急救命士）		
メディカルアシスタント		
ホスピタルアシスタント		
オフィススタッフ		
運転手		
業務補助員		
助産師（病棟（深夜勤））	1 勤務	24,000円
助産師（病棟（準夜勤））		22,500円

職種	基本給の額
看護師（病棟（深夜勤））	22,000 円
看護師（病棟（準夜勤））	20,500 円
准看護師（病棟（深夜勤））	19,000 円
准看護師（病棟（準夜勤））	17,400 円
看護助手（夜勤 15 時間））	21,500 円
看護助手（救急救命士（夜勤 15 時間））	23,300 円
危機管理員（夜勤）	22,600 円

※金額が、大阪労働局の公示する 1 時間当たり最低賃金を下回る場合は、大阪府最低賃金の額とする。

---

別表第8 (第24条 通勤手当)

(1) 交通機関等の利用者の通勤手当

1か月当たりの運賃等相当額	手当の額
55,000円以下	支給単位期間の通勤に要する運賃等の相当額
55,000円超	55,000円×支給単位期間の月数

(2) 自転車等の使用者の通勤手当

自転車等の使用距離（片道）（※）	手当の月額
2キロメートル未満	0円
2キロメートル以上5キロメートル未満	5,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	7,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満	12,000円
20キロメートル以上25キロメートル未満	14,900円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,800円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,600円
40キロメートル以上45キロメートル未満	26,400円
45キロメートル以上50キロメートル未満	28,200円
50キロメートル以上55キロメートル未満	30,000円
55キロメートル以上60キロメートル未満	31,800円
60キロメートル以上	33,600円

※直線距離での計測

別表第9 (第31条 夜間勤務手当)

(1) 正規職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分	手当の額			
	医療職	医療技術職等	看護職	事務職
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合	25,000 円	7,800 円	11,500 円	5,000 円
深夜における正規の勤務時間	4時間以上である場合	10,800 円	3,800 円	5,000 円
	2時間以上4時間未満である場合	9,000 円	3,300 円	4,200 円
	2時間未満である場合	5,500 円	2,200 円	2,600 円
				1,250 円

(2) 研修医等の夜間勤務手当

勤務時間の区分	手当の額	
	研修薬剤師以外の研修医等	研修薬剤師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合	25,000 円 (※1)	6,200 円
深夜における正規の勤務時間	4時間以上である場合	10,800 円 (※2)
	2時間以上4時間未満である場合	9,000 円
	2時間未満である場合	5,500 円
		1,800 円

※1 研修医又は専攻医には、別途、夜間研修費として 20,000 円を支給する。

※2 研修医又は専攻医には、別途、夜間研修費として 10,000 円を支給する。

(3) 契約職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分	手当の額		
	保育士、 看護助手 (病棟)	医療技術	助産師、 看護師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合	4,000 円	6,200 円	9,900 円
深夜における正規の勤務時間	4 時間以上 である場合	2,000 円	3,000 円
	2 時間以上 4 時間未満 である場合	1,500 円	2,700 円
	2 時間未満 である場合	1,000 円	1,800 円
			2,200 円

(4) 嘴託職員の夜間勤務手当

勤務時間の区分	手当の額		
	保育士、 看護助手 (病棟)	医療技術	助産師、 看護師
正規の勤務時間が深夜の全部を含む場合	2,000 円	6,200 円	9,900 円
深夜における正規の勤務時間	4 時間以上 である場合	1,000 円	3,000 円
	2 時間以上 4 時間未満 である場合	800 円	2,700 円
	2 時間未満 である場合	500 円	1,800 円
			2,200 円

別表第10 (第32条 宿日直手当)

(1) 正規職員の宿日直手当

ア 医療職

区分		手当の額	
3等級以下の医療職	勤務日	半宿直	25,000円
		宿直	45,000円
	週休日又は休日	半日直	20,000円
		日直	35,000円
		宿直	60,000円
		半宿直	30,000円
4等級以上の医療職	勤務日	宿直	55,000円
		半日直	25,000円
	週休日又は休日	日直	45,000円
		宿直	70,000円

イ 医療技術職等及び看護職

区分		手当の額	
医療技術職等及び看護職 (管理職以外)	週休日又は休日	半日直	7,000円
医療技術職等及び看護職 (管理職)	勤務日	宿直	20,000円
		半日直	11,000円
	週休日又は休日	日直	21,000円
		宿直	21,000円

ウ 事務職

区分		手当の額	
事務職(管理職以外)	勤務日	宿直	9,000円
		半日直	6,000円
	週休日又は休日	日直	10,000円
		宿直	10,000円
事務職(管理職)	勤務日	宿直	14,000円
		半日直	8,000円
	週休日又は休日	日直	15,000円
		宿直	15,000円

(2) 研修医等の宿日直手当

区分		手当の額	
研修医（1年目）	勤務日	半宿直	11,250円
		宿直	22,500円
	週休日又は休日	日直	17,500円
研修医（2年目）	勤務日	宿直	33,750円
		日直	26,250円
専攻医	勤務日	半宿直	25,000円
		宿直	45,000円
	週休日又は休日	半日直	20,000円
		日直	35,000円
		宿直	60,000円

(3) 契約職員の宿日直手当

区分		手当の額	
保育士	勤務日	宿直	4,000円

(4) 嘴託職員及びパートタイマー職員の宿日直手当

区分		手当の額	
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師、准看護師	週休日又は休日	半日直	7,000円
薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、准看護師	勤務日	宿直	20,000円
	週休日又は休日	日直	15,000円
助産師、看護師	勤務日	宿直	30,000円
	週休日又は休日	日直	16,000円

---

別表第11 (第42条 確保手当)

正規職員の医療職の確保手当

期間	手当の月額
1年目から20年目まで	249,100円
21年目	246,500円
22年目	243,900円
23年目	241,300円
24年目	238,700円
25年目	236,100円
26年目	224,100円
27年目	212,300円
28年目	200,300円
29年目	188,600円
30年目	176,800円
31年目	165,700円
32年目	157,200円
33年目	148,600円
34年目	140,000円
35年目	131,500円
36年目	122,200円
37年目	113,100円
38年目	103,700円
39年目	90,300円
40年目	77,500円
41年目	69,000円
42年目	60,500円

※理事長が、確保が困難な医師等を確保するために必要と認めるときは、勤務実績に応じて、月額100,000円以内の額を別に支給することができる。